

○北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

制 定 平成19年8月7日条例第23号
最近改正 令和2年2月25日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営の状況の報告)

第2条 任命権者は、毎年10月末日までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を広域連合長に報告しなければならない。

- (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他広域連合長が必要と認める事項

(報告事項の公表)

第3条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

2 広域連合長は、法第58条の2第2項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならない。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

3 前2項の規定による公表は、毎年12月末日までに、告示により行うものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平28.2.18条例2）

この条例は、4月1日から施行する。

附 則（平30.2.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令）2.2.25条例1）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。